

三

○十二月二十七日附
癸亥令



人
七
一
號
十六
十二
十七
十六
十二
十七

局長

書記官

案

年

月

日

内閣總理大臣宛
内閣東北局長

左記、通發令相成度

法制局参事官 佐藤 基



(各通)

内閣東北局參與被仰付

内務省地方局長
同 國土局長
商工省鑛産局長
厚生省生活局長

成田 一郎
新藤 善太郎
津田 廣
川村 秀木

内閣東人第七一號

昭和十六年十二月十七日

内閣東北局長 宇都宮 孝平

内閣總理大臣 東條英機 殿

内 申

左記ノ通發令相成度

記

内務省地方局長

成

田

一

郎

(各通)

同 國土局長

新

居

善

太

商工省鑛産局長

津

田

廣

郎

内閣東北局參事被仰付

内閣

裏面白紙